

## 旭川市通学路等安全推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 旭川市内の小中学校における通学路等での登下校時の安全の確保を図るため、旭川市通学路等安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 通学路等での登下校時の安全の確保の取組を着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定し、当該方針に基づく取組を継続して推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路等での登下校時に係る課題解決を図るための連絡調整及び情報交換を行うこと。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、旭川市教育委員会学校教育部学校保健課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。
  - (1) 北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所  
(北海道開発局旭川開発建設部道路計画課)
  - (2) 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課
  - (3) 旭川中央警察署交通第一課
  - (4) 旭川中央警察署生活安全課
  - (5) 旭川東警察署交通第一課
  - (6) 旭川東警察署生活安全課
  - (7) 旭川市防災安全部交通防犯課
  - (8) 旭川市土木部土木総務課
  - (9) 旭川市土木部土木管理課
  - (10) 旭川市土木部土木建設課
  - (11) 旭川市土木事業所
  - (12) 旭川市教育委員会学校教育部学校保健課
  - (13) 旭川市小学校長会
  - (14) 旭川市中学校長会
  - (15) 旭川市PTA連合会
  - (16) 旭川市市民委員会連絡協議会交通部会
  - (17) 旭川市市民委員会連絡協議会防犯部会

6 会長は、前項に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者以外でも、推進会議の所掌事項について関連があると思われる、機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者、及び地域団体の代表者等に対し、委員として出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、旭川市教育委員会学校教育部学校保健課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。